
規 則

高知県個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年3月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第18号

高知県個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を施行するため、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）並びに高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、法、政令及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(漏えい等に係る本人に対する通知手続)

第2条 法第68条第2項本文の規定による保有個人情報の漏えい等の事態が生じた旨の通知は、別記第1号様式による保有個人情報漏えい等事態発生通知書により行うものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第3条 法第77条第1項に規定する開示請求書（以下「開示請求書」という。）は、別記第2号様式による保有個人情報開示請求書によるものとする。

(開示請求書の補正要求の手続)

第4条 法第77条第3項の規定に基づき開示請求書の補正を求めようとするときは、別記第3号様式による保有個人情報開示請求書補正要求書により行うものとする。

(本人等の確認のために必要な書類)

第5条 政令第22条第1項第1号のその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるものは、旅券その他同号に掲げる書類に類するものとして知事が認めるものとする。

2 政令第22条第1項第2号の開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類は、知事が別に定める。

(代理人資格喪失届)

第6条 政令第22条第4項の規定による代理人の資格喪失の届出に係る書面は、別記第4号様式による代理人資格喪失届によるものとする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第7条 法第82条第1項の規定による保有個人情報の開示決定の

通知に係る書面は、保有個人情報の全部を開示するときにあつては別記第5号様式による保有個人情報開示決定通知書に、保有個人情報の一部を開示するときにあつては別記第6号様式による保有個人情報部分開示決定通知書によるものとする。

- 2 法第82条第2項の規定による保有個人情報の開示をしない旨の決定の通知に係る書面は、保有個人情報の全部を開示しないときにあつては別記第7号様式による保有個人情報不開示決定通知書に、保有個人情報の存否を明らかにしないときにあつては別記第8号様式による保有個人情報存否応答拒否決定通知書に、個人情報を保有していないときにあつては別記第9号様式による個人情報不存在決定通知書によるものとする。

(保有個人情報開示決定等期間延長通知書等)

第8条 法第83条第2項及び条例第5条第2項の規定による開示決定等の期間延長の通知に係る書面は、別記第10号様式による保有個人情報開示決定等期間延長通知書によるものとする。

- 2 法第84条及び条例第6条の規定による開示決定等の期限の特例適用の通知に係る書面は、別記第11号様式による保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書によるものとする。

(保有個人情報開示請求事案移送通知書)

第9条 法第85条第1項の規定による開示請求に係る事案を移送した旨の通知に係る書面は、別記第12号様式による保有個人情報開示請求事案移送通知書によるものとする。

(第三者意見書提出機会付与決定通知書等)

第10条 法第86条第1項の規定による意見書提出の機会の付与に係る通知は、別記第13号様式による保有個人情報第三者意見書提出機会付与決定通知書により行うものとする。

- 2 法第86条第2項の規定による意見書提出の機会の付与の通知に係る書面は、別記第14号様式による保有個人情報第三者意見書提出機会付与通知書によるものとする。

- 3 法第86条第3項の規定による開示決定をした旨等の通知に係る書面は、別記第15号様式による保有個人情報開示決定第三者通知書によるものとする。

(電磁的記録についての開示の方法等)

第11条 法第87条第1項の保有個人情報が電磁的記録に記録されているときの開示について行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又はビデオテープ 専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又は複写したものの交付
- (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等の電磁的記録媒体に複写したものの交付

- 2 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等についての申出に係る政令第26条第1項の書面は、別記第16号様式による

保有個人情報開示実施方法等申出書によるものとする。

- 3 保有個人情報の開示の実施は、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。
- 4 知事は、地方公共団体等行政文書（法第87条第1項ただし書のその写しを含む。）の閲覧をする者が当該地方公共団体等行政文書を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該閲覧を中止させ、又は禁止することができる。
- 5 地方公共団体等行政文書の写し等の交付を受けることができる部数は、開示請求1件につき1部とする。
（写し等の交付に係る費用の納付の方法）

第12条 条例第7条第1項ただし書の地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の納付の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 知事が発行する納入通知書又は納付書により納付する方法
- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定に基づき同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第87条第3項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法
（送付に要する費用の納付の方法等）

第13条 政令第28条第4項の送付に要する費用は、郵便料金とする。

- 2 政令第28条第4項の地方公共団体等行政文書の写し等の送付に要する費用の納付について地方公共団体の規則で定める方法は、前条各号に掲げる方法とする。ただし、知事が特に認める場合は、郵便切手により納付することができる。
（写し等の交付に係る費用の不徴収等）

第14条 法第93条第1項の規定による決定に基づく訂正請求に係る保有個人情報の訂正に伴い訂正請求者から当該保有個人情報の開示を求められたときは、条例第7条第1項ただし書の地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用（政令第28条第4項の送付に要する費用を含む。）の納付を要しない。

- 2 前項の規定は、既に地方公共団体等行政文書の写し等を交付した部分について、裁決又は判決に基づき開示をする範囲を広げて再度開示をする場合に準用する。
- 3 条例第7条第3項の規定に基づき特定個人情報の開示をする場合において地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の額を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 当該特定個人情報に係る本人が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、地方公共団体等行政文書の写

し等の交付に係る費用の額を免除することが適当であると知事が認めた場合

- 4 条例第7条第3項の規定に基づき特定個人情報の開示をする場合において地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の額の免除を受けようとする者は、開示請求書の提出を行う際に別記第17号様式による特定個人情報開示費用免除等申請書に前項各号に掲げる場合に該当することを証明することができる書面を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合は、当該写し等の交付を受けるまでに提出することができる。
- 5 条例第7条第3項の規定に基づき特定個人情報の開示をする場合において地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の額を減額する場合及び当該減額する場合の額は、知事が別に定める。
- 6 第4項の規定は、前項の写し等の交付に係る費用の額を減額する場合について準用する。
- 7 知事は、第4項（前項において準用する場合を含む。）の規定による申請があった場合において、地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の額の減額又は免除を承認するときは別記第18号様式による特定個人情報開示費用免除等承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときは別記第19号様式による特定個人情報開示費用免除等不承認通知書によりその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（保有個人情報訂正請求書等）

第15条 法第91条第1項に規定する訂正請求書（次条において「訂正請求書」という。）は、別記第20号様式による保有個人情報訂正請求書によるものとする。

- 2 法第90条第2項に規定する訂正請求（以下「訂正請求」という。）をしようとする者は、第7条第1項の保有個人情報開示決定通知書若しくは保有個人情報部分開示決定通知書又は法第90条第1項各号に掲げる保有個人情報が記載されているものの写しを提示しなければならない。

（訂正請求書の補正要求の手續）

第16条 法第91条第3項の規定に基づき訂正請求書の補正を求めようとするときは、別記第21号様式による保有個人情報訂正請求書補正要求書により行うものとする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第17条 法第93条第1項の規定による保有個人情報の訂正をすることの決定をした旨の通知に係る書面は別記第22号様式による保有個人情報訂正決定通知書に、同条第2項の規定による保有個人情報の訂正をしないことの決定をした旨の通知に係る書面は別記第23号様式による保有個人情報非訂正決定通知書によるものとする。

（保有個人情報訂正決定等期間延長通知書等）

第18条 法第94条第2項の規定による訂正決定等の期間延長の通

知に係る書面は、別記第24号様式による保有個人情報訂正決定等期間延長通知書によるものとする。

- 2 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例適用の通知に係る書面は、別記第25号様式による保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書によるものとする。

(保有個人情報訂正請求事案移送通知書)

第19条 法第96条第1項の規定による訂正請求に係る事案を移送した旨の通知に係る書面は、別記第26号様式による保有個人情報訂正請求事案移送通知書によるものとする。

(保有個人情報訂正実施通知書)

第20条 法第97条の規定による保有個人情報の訂正を実施した旨の通知に係る書面は、別記第27号様式による保有個人情報訂正実施通知書によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書等)

第21条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書(次条において「利用停止請求書」という。)は、別記第28号様式による保有個人情報利用停止請求書によるものとする。

- 2 法第98条第2項に規定する利用停止請求(以下「利用停止請求」という。)をしようとする者は、第7条第1項の保有個人情報開示決定通知書若しくは保有個人情報部分開示決定通知書又は法第98条第1項各号に掲げる保有個人情報が記載されているものの写しを提示しなければならない。

(利用停止請求書の補正要求の手続)

第22条 法第99条第3項の規定に基づき利用停止請求書の補正を求めようとするときは、別記第29号様式による保有個人情報利用停止請求書補正要求書により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第23条 法第101条第1項の規定による保有個人情報の利用停止をすることの決定をした旨の通知に係る書面は別記第30号様式による保有個人情報利用停止決定通知書に、同条第2項の規定による保有個人情報の利用停止をしないことの決定をした旨の通知に係る書面は別記第31号様式による保有個人情報非利用停止決定通知書によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書等)

第24条 法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期間延長の通知に係る書面は、別記第32号様式による保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書によるものとする。

- 2 法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例適用の通知に係る書面は、別記第33号様式による保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書によるものとする。

(訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第25条 第5条の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第1項中「政令第22条第1項第1号」とあるのは「政令第29条にお

いて準用する政令第22条第1項第1号」と、同条第2項中「政令第22条第1項第2号」とあるのは「政令第29条において準用する政令第22条第1項第2号」と読み替えるものとする。

(開示請求等に係る委任状)

第26条 政令第22条第3項(政令第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の本人の代理人であることを示すための委任状(請求の日前30日以内に作成されたものに限る。)は、法第76条第2項に規定する開示請求にあつては別記第34号様式又は別記第35号様式による委任状(開示請求用)に、訂正請求にあつては別記第36号様式による委任状(訂正請求用)に、利用停止請求にあつては別記第37号様式による委任状(利用停止請求用)によるものとする。この場合において、委任状には本人の実印を押印し、当該実印の印鑑証明書(請求の日前30日以内に作成されたものに限る。)を添えなければならない。

(口頭による開示の求めに基づく保有個人情報の提供)

第27条 知事は、法第69条第2項第1号の規定に基づき、口頭により保有個人情報の開示の求めがあつたときは、当該保有個人情報が記載された書面を閲覧させる方法により、保有個人情報(次に掲げる事項を告示するものに限る。)を提供することができる。

- (1) 口頭により開示の求めができる保有個人情報の項目
- (2) 口頭により保有個人情報の開示の求めができる期間及び場所

(インターネットの利用による公表の方法等)

第28条 条例第16条第1項の規定によるインターネットを利用する方法による公表は、高知県のホームページにより行うものとする。

- 2 条例第16条第2項の規定により個人情報ファイルについて公表するものは、同項に定めるもののほか、個人情報ファイルの種別(法第60条第2項第1号に掲げる個人情報ファイルにあつては、政令第21条第7項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨を含む。)とする。

(委任)

第29条 この規則に定めるもののほか、法及び政令並びに条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(高知県個人情報保護制度委員会規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 高知県個人情報保護制度委員会規則(平成13年高知県規則第15号)
 - (2) 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成13年高知県規則第144号)
 - (3) 高知県個人情報保護審査会規則(平成13年高知県規則第

145号)

(4) 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成13年高知県規則第146号)

(知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則等の廃止に伴う経過措置)

- 3 条例附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされた旧条例(同項に規定する「旧条例」をいう。次項において同じ。)の規定に係る前項第2号の規定による廃止前の知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(附則第5項において「旧規則」という。)の規定は、なおその効力を有する。
- 4 令和4年度分に係る運用状況の公表の方法については、旧規則第18条の規定を適用する。
- 5 附則第2項第4号の規定による廃止前の事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則第2条から第4条までの規定は、旧条例第39条の規定に基づきされる措置については、なおその効力を有する。

規 則

◎ 高知県個人情報の保護に関する法律施行細則